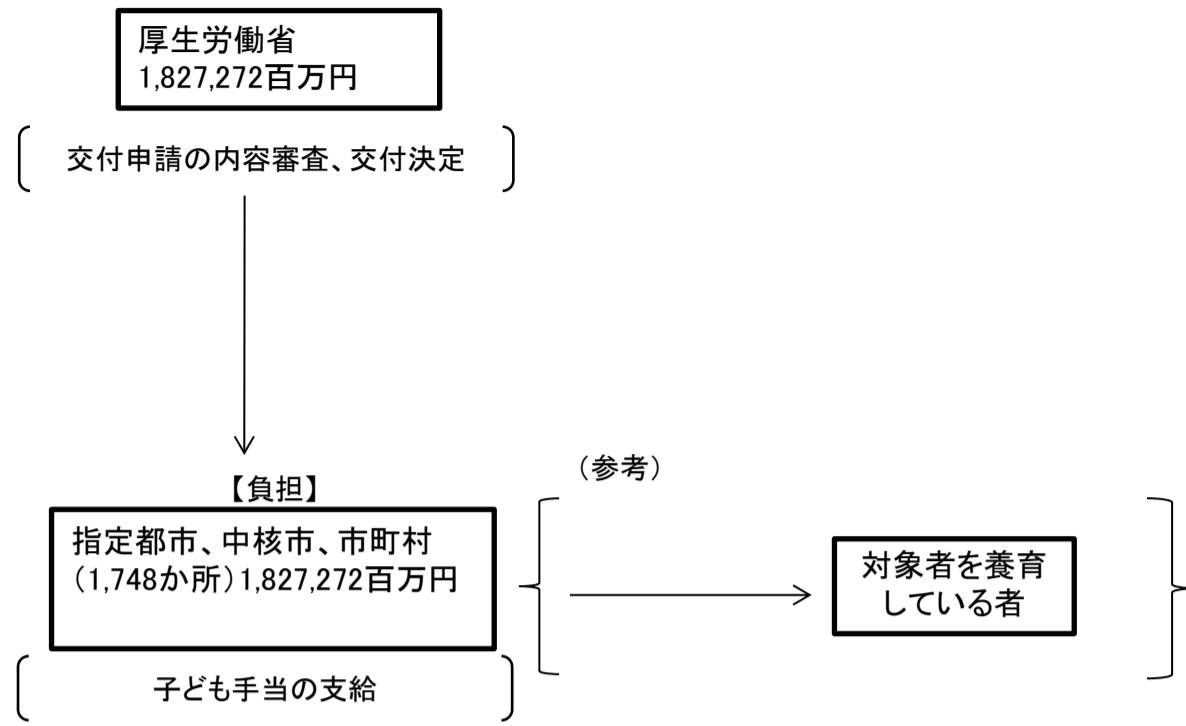


平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	子どものための金銭の給付交付金に必要な経費	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	児童手当…事業開始：昭和46年度 子ども手当…事業開始：平成22年度 事業終了：平成23年度	担当課室	育成環境課	杉上 春彦			
会計区分	年金特別会計子どものための金銭の給付勘定	施策名	Ⅲ-1-7 子ども手当の支給により、子ども一人ひとりの育ちを支援する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童手当 ・児童手当法第19条 ・児童手当法施行令第5条 子ども手当 平成22年4月から平成23年9月においては、 ・平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第18条 ・平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令第2条 平成23年10月から平成24年3月においては、 ・平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第18条 ・平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令第2条	関係する計画、通知等	児童手当 ・児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて(厚生事務次官通知 昭47.1.20厚生省発児第2号) 子ども手当 平成22年4月から平成23年9月においては、 ・平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律第18条第1項に規定する交付金の取扱いについて(厚生労働事務次官通知 平22.4.26厚生労働省発雇児0426第1号) 平成23年10月から平成24年3月においては、 ・平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第18条第1項に規定する交付金の取扱いについて(厚生労働事務次官通知 平23.11.30厚生労働省発雇児1130第2号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童手当 …家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 子ども手当…次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添のとおり。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算		1,599,209	2,120,935	1,458,515	1,431,099
		補正予算			▲ 293,660		
		繰越し等		14,568			
		計		1,613,777	1,827,275	1,458,515	1,431,099
	執行額		1,613,751	1,827,272			
執行率(%)		100.0%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)
	児童手当及び子ども手当は、支給要件に該当した者に対して支給するものであるため、成果目標を示すことはできない。	成果実績	-	—	—	—	—
		達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	児童手当及び子ども手当は、支給要件に該当した者に対して支給するものであるため、活動実績を示すことはできない。	活動実績(当初見込み)	-	(—)	(—)	(—)	(—)
単位当たりコスト	-	算出根拠		—			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	(目)子どものための金銭の給付交付金	1,458,515	1,431,099	所得制限の平年度化による減等。			
	計	1,458,515	1,431,099				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	少子化が進展する中で、安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、子育て家庭からは経済面での支援を求める声も強いこと等から、優先度の高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	少子化が進展する中で、安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、子育て家庭からは経済面での支援を求める声も強いこと等から、国が実施すべき事業である。
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	-
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	-
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	-
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	-
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	本事業は、児童手当及び子ども手当の国庫負担分を市町村に対して交付するものであり、費目・使途は事業目的に即し真に必要なものに限定されている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	子育て家庭からは経済面での支援を求める声も強いこと等から、現金給付制度である手当は、実効性の高い手段である。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	-
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	-
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	手当が支給対象者に確実に支給されることにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが見込まれる。	
点検結果	<p>本事業は、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法及び児童手当法に基づき必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	0896

※平成23年度実績を記入



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につい
 て記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.横浜市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	子ども手当交付金に必要な経費	54,668			
計		54,668	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	54,668		
2	大阪市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	39,663		
3	名古屋市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	31,297		
4	札幌市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	25,399		
5	福岡市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	24,748		
6	川崎市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	21,290		
7	神戸市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	20,872		
8	広島市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	18,994		
9	京都市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	18,494		
10	さいたま市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	17,808		

児童手当・子ども手当制度の比較

児童手当法
(～21年度)

子ども手当法
(22年4月～23年9月)

子ども手当特別措置法
(23年10月～24年3月)

児童手当法
(24年度～)

支給対象となる児童・支給額

【0～3歳未満】 月額10,000円
 【3歳～小学校修了】
 第1子・第2子 月額 5,000円
 第3子以降 月額10,000円
 【中学生】 (支給せず)

【0歳～中学生】
 一律 月額13,000円

【0～3歳未満】 月額15,000円
 【3歳～小学校修了】
 第1子・第2子 月額10,000円
 第3子以降 月額15,000円
 【中学生】 月額10,000円

1. 所得制限内
 【0～3歳未満】 月額15,000円
 【3歳～小学校修了】
 第1子・第2子 月額10,000円
 第3子以降 月額15,000円
 【中学生】 月額10,000円
2. 所得制限超
 ※当分の間の特例給付(法附則)(24年6月分～)
 月額 5,000円

<給付総額:1兆円(21年度)>

<給付総額:2.7兆円(23年度1次)>

<給付総額:2.6兆円(23年度3次)>
 ※特措法の影響は4ヶ月分(23年度)

<給付総額:2.3兆円(H24年度)>
 ※3党合意:2.2～2.3兆円程度

所得制限

所得制限 有り
 被用者:年収860万円
 (専業主婦、児童二世帯)
 ※ 扶養親族数により差がある。

所得制限 無し

(特別措置法 附則)
 ・平成24年6月分から所得制限を実施。
 ・所得制限を超える者に税制上・財政上の所要の措置を講じる。

所得制限 有り(24年6月分～)
 年収960万円
 (専業主婦、児童二世帯)
 ※ 扶養親族数により差がある。

※3党合意:年収960万円程度(夫婦・児童二人)

手当を必要とする児童に届く改善

■施設入所の児童、里親

・親が監護している →親へ支給
 ・親がいない等 →支給されない

・親が監護している →親へ支給
 ・親がいない等
 →「安心子ども基金」から支給

すべての児童について施設(設置者)へ支給

■両親の別居

児童の生活費を主に負担している親へ支給

児童と同居している親に支給

■子どもの居住地

国外でも支給

国外でも支給(確認の厳格化)

留学を除き、支給しない

地域の実情に対応するための措置

①保育料の特別徴収、②学校給食費等の本人同意による充当

地域独自の子育て支援交付金の創設 → 一般財源化等に伴い、規定を設けない